4　新二百十四号改正政令附則第七項の確認を受けている旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認を受けている旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開しようとするときは、あらかじめ、その旨を別記様式第三十七の届出書により市町村長等に届け出なければならない。

5　新二百十四号改正政令附則第七項の確認を受けている旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認を受けている旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者は、前項の届出をするまでの間、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について、第二項の申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合には、あらかじめ、その旨を別記様式第三十八の届出書により市町村長等に届け出なければならない。その届出事項に変更が生じるときも、同様とする。

6　市町村長等は、新二百十四号改正政令附則第七項の確認をした旧基準の特定屋外タンク貯蔵所又は新平成十一年改正政令附則第二項の確認をした旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵及び取扱いが再開される前に、第三項各号のいずれかに該当しないと認めるに至ったときは、当該確認を取り消すことができる。

7　第三項から前項までの規定は、この省令による改正後の危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第三号）附則第三条第一項の規定による確認について準用する。この場合において、第三項中「別記様式第三十六」とあるのは「別記様式第三十九」と、第四項中「別記様式第三十七」とあるのは「別記様式第四十」と、第五項中「別記様式第四十一」とする。

○総務省令第九十九号

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百四十七号）の施行に伴い、及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）の規定に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月十六日

総務大臣臨時代理
国務大臣　前原　誠司

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令

地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成十二年自治省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「（その日前に」を「（同項第一号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあっては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に」に改め、同条第四号中「（その日前に」を「（同項第二号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあっては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に」に改め、同条第五号中「（その日前に」を「（同項第一号括弧書に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあっては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に」に改める。

附　則

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、日本貸金業協会の業務規程の一部の変更を認可したので、同法第四十一条の十二第三号の規定により公示する。

平成二十一年十月十六日

金融庁長官　三國谷勝範

認可日　平成二十一年九月三十日

苦情処理及び相談対応に関する規則

第1章　総則

（目的）

第1条　この規則は、日本貸金業協会（以下「協会」という。）の定款第6条第7号及び第8号の規定に基づき、協会員が営む貸金業の業務に対する資金需要者等からの苦情の申立て、並びに借入れ及び返済に関する相談の申し出等について、公正中立な立場から、迅速かつ透明度の高い処理を図ることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営を確保し、もって貸金業の健全な発展と資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条　この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによるものとし、本規程に定めのない用語で貸金業法（昭和58年法律第32号）において定められているものについては、同法に定められた意義を有するものとする。

(1)　苦情
協会員の行う貸金業の業務に関して、協会員に対する不満足の表明であるものをいう。

(2)　協力の要請
協会員以外の貸金業を営む者が資金需要者等との関係で遂行した具体的な貸金業の業務に関し、当該業務が貸金業法その他の関係法令に違反し又は協会の定款若しくは業務規程に抵触している疑いがあることを理由として当該貸金業を営む者に是正又は改善のための措置を求めるために、協会に対して助言等の協力を求めることをいう。

(3)　相談
以下のいずれかに該当するものをいう。

(ｱ)　債務者又は保証人が、貸付けの契約により負担した金銭債務を主たる理由として経済的窮状又は返済困難な状況に陥っている場合に、協会に対し、当該状況の改善のための助言等を求めるもの

(ｲ)　貸金業を営む者が遂行した具体的な貸金業の業務に関連し協会に助言等を求めるものであって第1号及び第2号に該当しないもの

(4)　貸付自粛
資金需要者（資金需要者であった者を含む。）が、自らに浪費の習癖があることその他の理由により、自らが貸金業者に対して貸付けを求めた場合にこれに応じないよう求める申告を協会に対して行い、これに対応する情報を、協会が別途定める信用情報機関に登録して、一定期間当該信用情報機関の会員に対して提供する制度その他これに準じる制度をいう。

(5)　資金需要者
貸付けを受けることにより現に資金を調達する者又は係る方法により資金を調達することを希望する者をいう。

(6)　保証人等
貸付けに係る契約に基づく債務に関する保証人又は保証人となろうとする者をいう。

(7)　資金需要者等
資金需要者若しくは保証人又は貸付けの契約に基づき債務を負担していた者をいう。

(8)　法令等
貸金業法その他貸付けの業務に関し適用される法令（条例及び所管する行政庁の定めた関連する指針を含む。）又は協会の定款若しくは業務規程をいう。

（協会の責務）

第3条　協会は、苦情の申立て、協力の要請、相談の申し出（以下「申立て等」という。）及び貸付自粛の要請に対し、誠実に対応し、公正、迅速かつ透明な解決を図るよう努めなければならない。

2　協会は、協会員に対し、本規程に基づき協会が対応した苦情に関する発生原因及びその処理の概要並びに相談の申し出への対応等を周知することにより、協会員における苦情の発生を防止し又は協会員による自発的な解決を促進するよう努めなければならない。